株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 1

【根拠条文】 法第27条の26第2項

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所

弁護士 清水 啓子

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

【報告義務発生日】平成20年1月31日【提出日】平成20年2月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少し、5%以下となったため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	三菱レイヨン株式会社
証券コード	3404
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

- (1) 【提出者の概要】
 - ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(リミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ)
氏名又は名称	ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)
住所又は本店所在地	75 ステートストリート ボストン、マサチューセッツ 02109 ユーエスエー (75 State Street, Boston, Massachusetts 02109 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1996年 9 月30日
代表者氏名	ロバート・J・トナー
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼カウンセル
事業内容	国際投資一任業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 清水 啓子	
電話番号	03-3288-7000	

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)			26, 656, 640
新株予約権証券 (株)	A	_	Н
新株予約権付社債券(株)	В	_	I
対象有価証券カバードワラン ト	С		Ј
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 26, 656, 640
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (0+P+Q-R-S)	Т		26, 656, 640
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年1月31日現在)	V	599, 997, 820
上記提出者の		
株券等保有割合(%)		4. 44%
$(T/(U+V)\times 100)$		
直前の報告書に記載された		E E20/
株券等保有割合(%)		5. 53%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし